

金融商品取引法等の一部改正に伴う取引参加者からの報告事項の見直し等について

平成23年 2月23日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所ではこれまで、取引資格の取得審査及び取引参加者の業務又は財産の状況等の把握に当たり、取引資格の取得申請者又は取引参加者の単体ベースでの状況等をその対象としてきました。しかしながら、本年4月1日に金融商品取引法及びその関係法令が一部改正され、一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結ベースでの規制・監督等の導入が図られることから、取引参加者規程等において所要の整備を行います。

また、株主総会決議後に組織再編契約が解除される事例が発生していることを踏まえ、その場合の上場維持を可能とするため組織再編行為に係る上場廃止日を見直すこととするなど、その他所要の制度整備を行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 特別金融商品取引業者等に関する制度整備 (1) 取引資格の取得審査	<ul style="list-style-type: none">特別金融商品取引業者（改正法（本年4月1日に施行される金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）における金融商品取引法の規定をいう。以下同じ。）第57条の2第2項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が取引資格の取得申請を行う際には、改正法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が適当な水準であることを、取引資格の取得審査に当たっての財務基盤に係る要件とします。	<ul style="list-style-type: none">改正法において特別金融商品取引業者とは、総資産の額が金融商品取引法施行令で規定される金額（1兆円）を超える第一種金融商品取引業者（外国法人を除く）をいうものとされています。経営の健全性の状況に係る具体的な水準については、改正法の施行に伴い金融庁長官が告示で規定する連結自己資本規制比率に係る数値を基に、当取引所が定めることとします。
(2) 取引参加者の当取引所への報告事項	<ul style="list-style-type: none">報告事項として、①特別金融商品取引業者である取引参加者、②取引参加者の親会社（改正法第57条の2第8項に規定する親会社をいう。）若しくは指定親会社（改正	<ul style="list-style-type: none">具体的な報告内容については、別紙をご参照ください。

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 取引参加者に対する処置</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 組織再編行為に係る上場廃止日の見直し</p> <p>(2) 他の取引所からの要請に基づく会社情報に係る報告の新設</p> <p>(3) E T F の乖離率に係る開示の見直し</p>	<p>法57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。)又は③取引参加者の特定主要株主(改正法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。)が、当取引所の定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当取引所に報告することを追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別金融商品取引業者である取引参加者については、改正法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が当取引所の定める水準を下回った場合、取引参加者規程第38条第2項に規定する処置(当取引所の市場における有価証券の売買等の停止又は制限等)の対象とします。 ・上場会社が合併などの組織再編行為を行い上場廃止となる場合の上場廃止日について、効力発生日の3日前(休業日を除外する。)の日を上場廃止日とすることとします。 ・上場会社は、有価証券の売買等の公正の確保を図るため、他の取引所からの情報提供の要請を受けて当取引所が会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告するものとします。 ・E T F の一口あたり純資産額と指標の終値の乖離率に係る日々開示について、それぞれの終値の乖離率を開示する方法から、終値の変動率の乖離率を開示する方法へと改めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性の状況に係る具体的な水準については、改正法の施行に伴い金融庁長官が告示で規定する連結自己資本規制比率に係る数値を基に、当取引所が定めることとします。 <p>※株主総会決議後に組織再編契約を解除される事例が発生していることを踏まえ、その場合の上場維持を可能とする趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当取引所が照会を行うのは、他の金融商品取引所から情報提供の要請を受けた場合のうち、当取引所が相当と認めた場合に限り(他の取引所との相互協力を前提とします。) <p>※近時、一口あたり純資産額が指標の絶対値と乖離した水準で設定されるE T F が上場していることを踏まえ、より適切な開示方法に改める趣旨です。</p>

Ⅲ. 実施時期(予定)

- ・平成23年4月1日から実施します。

以 上

金融商品取引業者の報告事項

項目	報告事項	備考
1. 特別金融商品取引業者である取引参加者の報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別金融商品取引業者である取引参加者は、以下に掲げるときは、直ちにその内容を当取引所に報告することとします。 ➢ 改正法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。 ➢ 改正法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したとき。 ➢ 改正法第57条の4に基づく説明書類を作成したとき。 ➢ 改正法第57条の2第1項又は同条第6項(同項第2号に該当することとなった場合に限る。)の届出を行ったとき。 	
2. 親会社又は指定親会社に係る報告事項	<p>(1) 取引参加者は、取引参加者の指定親会社又は最終指定親会社(改正法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。)に関し以下に掲げるときは、直ちにその内容を当取引所に報告することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指定親会社が改正法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について改正法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。 ➢ 指定親会社が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。 ➢ 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。 ➢ 指定親会社の定款の変更があったことを知ったとき。 ➢ 指定親会社の資本金の額又は出資の総額の変更があったことを知ったとき。 ➢ 指定親会社が法令の規定により検査を受けたことを知ったとき及び法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき(外国法人が指定親会社である場合にあっては、外国金融商品取引法令の規定により、処分又は処罰を受けたことを知ったときを含む。) ➢ 指定親会社が法令の規定による検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。 ➢ 指定親会社の役員が改正法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法では、特別金融商品取引業者の親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っている場合など、当該親会社及び子法人等の業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益又は投資者保護のため特に必要であると認められるときは、当該親会社を指定親会社として指定することとされています。

項 目	報告事項	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定親会社の主要株主が改正法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。 ➤ 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき又は民事調停法による調停を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。 ➤ 最終指定親会社が改正法第57条の17第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。 ➤ 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。 ➤ 最終指定親会社が業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。 ➤ 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。 ➤ 指定親会社の指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失ったことを知ったとき。 ➤ 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき(当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。) ➤ 指定親会社の役員の変更があったことを知ったとき。 ➤ 指定親会社が内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、当取引所がその報告の必要があると認めたととき。 <p>(2) 取引参加者は、取引参加者の親会社が以下に掲げるときは、直ちにその内容を当取引所に報告することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定親会社の指定があったことを知ったとき。 	
3. 特定主要株主に係る報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、取引参加者の特定主要株主が以下に掲げるときは、直ちにその内容を当取引所に報告することとします。 ➤ 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき。 ➤ 特定主要株主に該当したこと又は該当しなくなったことを知ったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法では、総株主等の議決権の50%超の対象議決権を保有している者を「特定主要株主」というものとされています。

以 上